

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
1	募集要項	6	(7)その他 イ)について	現指定管理者が賃貸にて使用している事務所スペースについて、引継ぎでの使用の可否ならびに使用できる備品があればご教授願います。	現指定管理者から次期指定管理者への引継ぎについて、館内または賃貸で使用している事務所スペースなどいずれかのスペースで行うことを想定していますが、常時使用できるスペースは原則としてありません。引継ぎ事務のために使用できるスペースや備品については、次期指定管理者決定後に、市、現指定管理者及び次期指定管理者の三者で協議、調整するものとします。
2	募集要項	17	業務の引継ぎと指定管理開始に係る準備について	募集要項15(3)に定められている引継ぎに必要な人員費用の上限額3,099千円について、市が積算根拠としている職種ごとの人件費単価(時間単価または月額)の目安があれば、提案書作成の参考に開示していただけますでしょうか。	募集要項15(3)に定められている引継ぎに必要な人件費の上限額3,099千円については、次期指定管理者として決定された後、引継ぎに関する契約を別途締結する予定です。契約の締結にあたり、次期指定管理者は上限額の範囲内で引継ぎに要する人員や費用などについて市に提案し、市と協議して決定するものとします。 したがって、今回の募集における提案書への記載は必要ありません。
3	募集要項	17	15 業務の引継ぎと指定管理開始に係る準備(3)について	次期指定管理者が引継ぎに必要な人員を新たに準備する場合、次期指定管理者の社員として雇用された者に限るのか、アドバイザー契約の非常勤でも可とされるのか、ご教授願います。	募集要項15(3)次期指定管理者が引継ぎに必要な人員を新たに準備する場合、その人員について、社員、非常勤などその雇用形態について指定はありませんが、令和9年4月からの指定管理期間開始にあたり、円滑に業務を行うことできるよう、引き継ぐ業務に関して経験を有していることや指定管理開始後に主要な役割を担当するなど、一定の責任がある立場であることを想定しております。
4	募集要項	19	適格請求書等保存方式(インボイス)に関することについて	募集要項20 留意事項(5) 共同事業体の場合、利用料金を収受する構成団体はインボイス事業者の登録が必要とありますが、利用料金を直接収受しない構成団体については、インボイス登録は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
5	仕様書	5	育成事業の対象範囲について	仕様書5(2)「芸術文化の担い手を育てる。(育てる)」について、特に「若手アーティストが集まり、活動する場を提供」とありますが、この「若手アーティスト」の具体的な定義(例:年齢、キャリア、居住地等の要件)があればお聞かせいただけますか。	アーティストは、音楽家や画家、俳優、監督など多岐にわたるため、「若手アーティスト」を一概に定められるものではありませんが、アートセンターが市の公立施設であることを踏まえると、川崎市内在住、在学など、川崎市にゆかりのある者であると、より設置目的に沿うものと考えます。
6	仕様書	5	市民が楽しむプログラムの評価基準について	仕様書5(3)市民が質の高い芸術文化を楽しむ。(楽しむ)を実現するための、市民参加型プログラムや鑑賞機会について、市として「質の高い」と判断する具体的な評価基準、またはKPI(目標達成指標)があればご教示いただけますか。	「質の高い」と判断する具体的な評価基準はありませんが、芸術性、話題性、独自性や社会的ニーズへの対応などの観点のほか、作品を通じて感動や豊かな時間をもたらし、創造性や感性を育むことができるかなど、様々な要素を複合的に判断して評価するものと考えています。アートセンターで多くの市民が質の高い芸術文化を楽しむことができるよう、指定管理者の専門性を生かした様々な取組を期待します。なお、指定管理事業においては、毎年の民間活用事業者選定評価委員会において、利用者やプログラム等の参加者、鑑賞者のアンケートの満足度等を参考としたうえで、仕様書等に沿って適切に業務が行われたかを評価します。
7	仕様書	5	ネットワークのリード役について	仕様書5(4)「ネットワーク型アートセンターコアとして芸術のまちづくりをリードする。(ネットワークする)」について、具体的に指定管理者が主導して立ち上げる、または強化すべきと考えている地域・周辺施設との新たな連携プログラムの例があればご教示いただけますか。	芸術文化の拠点として、市の施設(市民館、図書館、川崎市市民ミュージアム、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム、かわさき市民活動センターなど)との連携や、公立小中学校、市内及び近隣の高校、大学などの教育機関、市内及び近隣の多様な文化芸術団体、学生や社会人のサークル、市民グループ、ボランティアなど関係性を築き、アートセンターと団体、または団体同士のつながりを創出し、ネットワークの形成に取り組んでいただくことを期待します。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
8	仕様書	7	オリジナルの舞台演劇作品を2作品以上について	仕様書5(1)には「新しい芸術文化を創り発信する。(創る)」とありますが、仕様書7(1)(イ)a企画立案・制作公演事業で求めるオリジナルの舞台演劇作品2作品以上とは、川崎の地域性を活かしたテーマ、またはどのような「新しい芸術文化」の創造を特に期待されているのでしょうか。具体的な方向性がありましたらご教示いただけますか。	仕様書7(1)ア(イ)a企画立案・制作公演事業では、アートセンターの基本理念等を踏まえ、川崎の芸術文化振興の拠点にふさわしいオリジナルの舞台演劇作品をアートセンターが企画・制作し、公演を通じて感動や豊かな時間を生み出し、創造性や感性を育むものとなる取組を期待しています。 現指定管理者においては、市民が参加する「劇団わが町」により、川崎の歴史にまつわる話を基にした公演等を行い、観客や参加者に豊かな時間をもたらすとともに、シビックプライドの醸成にも寄与する取組を行っていますので、アートセンターホームページで過去の公演内容を御参照ください。
9	仕様書	7	公演数・演目数の定義について	仕様書7(1)ア(イ)企画立案公演事業の「舞台演劇4作品以上」と幅広いジャンルで多くの方が楽しめる演目「12演目以上公演」における、「作品」と「演目」の定義およびカウント方法について、より具体的な基準(例:日を跨ぐ公演、再演、共催公演の扱いなど)をご教示いただけますか。	仕様書7(1)ア(イ)b企画立案公演事業の「舞台演劇4作品以上」の「作品」については、舞台演劇の作品を想定し、同一内容の日を跨ぐ公演、再演は1作品とみなします。また、主催公演に限りです。 仕様書7(1)ア(イ)b企画立案公演事業の「12演目以上」の「演目」については、舞台演劇に限定しない多様な芸術文化のプログラムを想定しており、同じコンセプトであっても出演者や具体的内容が異なる場合はそれぞれ1演目とします。日を跨ぐ公演、再演は、出演者や内容が同じであれば1演目とします。例えば、現指定管理者において、「しんゆりジャズ」「しんゆり寄席」として毎回違ったテーマ、出演者で年間5回開催しており、この場合は演目数として1演目ではなく5演目と捉えています。なお、こちらも主催公演に限るものとします。
10	仕様書	8	多世代向け作品の割合について	仕様書7(1)ウ 舞台演劇4作品のうち2作品は児童・青少年向け、または多世代が楽しめる作品としますが、年間を通じて、この多世代が楽しめる作品の構成比について、市として特に重視する割合や傾向があればご教示ください。	仕様書7(1)ア(ウ)a劇場における公演事業について、仕様書7(1)ア(イ)b企画立案公演事業として舞台演劇4作品以上を実施することとしており、このうち2作品は児童や青少年向けもしくは児童や青少年を含め多世代が楽しめる作品としています。 市の公立施設として、子どもや青少年を含めより多くの方に舞台演劇を鑑賞する機会を提供できるよう、指定管理者とのアイデアと工夫により、様々な取組を期待しています。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
11	仕様書	8	アウトリーチ実施先について	仕様書7(1)ウ(ウ) 普及啓発事業として「施設外でのアウトリーチを年間6回以上実施」とありますが、市内公立小中学校等以外の教育機関、高校の演劇部や放送研究会等と連携する場合、市が想定している活動経費の範囲や、新たな連携先の開拓に関する市のサポート体制についてご教示いただけますか。	仕様書7(1)ア(ウ)㉔普及啓発事業について、施設外でのアウトリーチにかかる活動経費としては、企画・制作等の経費、出演者や講師等に係る経費、移動等の経費、その他準備経費等すべて指定管理料から支出いただくことを想定しています。 連携先の開拓や調整は原則として指定管理者が行うものと考えておりますが、市の機関(教育委員会、指定管理施設、その他市の施設など)との連携にあたっては、所管部署の紹介等必要に応じて支援を行います。
12	仕様書	9	(イ)映像ホールにおける鑑賞事業について	現在の上映回数より回数を減らし、代わりにイベントで代用することが可能かどうか、ご教授願います。	仕様書7(8)「市として求める目標」の「劇場や映像ホールを活用した芸術文化の鑑賞会等の開催による利用人数」が「75,000人以上」、また、「映像ホールの稼働率」が「95%以上」であることを踏まえうえで、仕様書7(1)イ(イ)映像ホールにおける鑑賞事業において、現在の上映回数より回数を減らし、代わりにイベント等で代用いただくことも可能です。 映像の上映がないイベントを行うことを否定するものではありませんが、「映像ホール」という施設の特性を生かすことも念頭に、全体の事業計画を検討し、提案いただくようお願いします。
13	仕様書	9	エ)支援事業 (ア)市民が行う芸術文化活動に係るチケットの代理販売業務について	チケットシステムを使用した販売を行う場合、そのシステム手数料については指定管理者負担、または市民団体もしくは個人に請求していたのか、過去の例を鑑み、ご教授願います。	仕様書7(1)エ(ア)市民が行う芸術文化活動に係るチケットの代理販売業務について、現指定管理者が運用しているチケット販売システムを使用して市民団体等が行う公演等のチケット販売を行う際は、システム手数料は当該市民団体等に請求しています。
14	仕様書	9	川崎・しんゆり芸術祭(アルテリッカしんゆり)事業について	過去の事業における収支について、情報開示を希望いたします。	「川崎・しんゆり芸術祭」事業は、川崎・しんゆり芸術祭実行委員会が主催し、事業を行っておりますので、収支報告書は実行委員会に帰属します。アートセンター指定管理者は、事務局としての業務を担いますが、詳細は引継ぎ時に、同実行委員会、現指定管理者及び本市と協議することとなります。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
15	仕様書	9	芸術祭のマネジメント権限の境界線について	仕様書7(1)カ(ア)「川崎・しんゆり芸術祭」の事業計画立案(アートセンター外の会場を含む)に関して、指定管理者は、芸術祭実行委員会や市と比べて、どの範囲まで主導的な権限(マネジメント権限)を持つと想定されているのでしょうか。具体的な役割分担と責任の線引きをご教示いただけますか。	仕様書7(1)カ(ア)「川崎・しんゆり芸術祭」のアートセンター以外の会場も含めた事業計画の立案については、事務局会議(週1回程度)で検討した内容を、企画会議(年4回程度)で検討し、実行委員会(年4回程度)に諮り決定するという流れで進めており、指定管理者は事務局として、企画の立案、会場の調整、出演者の調整、パンフレット等広報物の作成、チケット販売、集客の取組、契約や支払に関する事務、会計事務などを主導して行う役割を担います。市は実行委員会の一員として、企画会議及び実行委員会に出席しています。
16	仕様書	11	キ)その他施設の目的を達成するために事業の実施にあたって留意すること(ア)について	アートセンター運営協議会の構成メンバーについて、ご教授願います。	アートセンター運営協議会(令和7年7月1日から令和9年6月30日まで)は、次の委員で構成されています。 ・麻生区文化協会会長 ・川崎市高等学校演劇研究会(学校法人桐光学園中学校・高等学校副校長) ・一般社団法人川崎新都心街づくり財団事務局長 ・NPO法人しんゆり・芸術のまちづくり理事長 ・麻生区町会連合会常任理事 ・川崎市立百合丘小学校長 ・川崎市立金程中学校長 ・麻生区役所地域振興課長 ・はるひ野ドットコム主宰 ・映画祭・アートボランティア
17	仕様書	12	ウ)利用料金に関すること(ウ)について	現行のカード、または電子決済に係る電子機器について、市の備品として支給済みか、現指定管理者導入品の為、新たに決済会社と契約し、導入する事になるのか、ご教授願います。	仕様書7(2)ウ(ウ)「利用料金の収受」に記載している「キャッシュレスに対応した機器等」については、現在使用している機器等は現指定管理者が導入及び契約している機器のため、次期指定管理者は原則として新たに決済会社等と契約し、機器等を導入するものと考えてください。
18	仕様書	13-14	施設及び設備の維持管理に関する業務について	仕様書7(4)施設及び設備の維持管理業務に挙げられている劇場舞台機構保守点検や法定点検について、指定管理者による直接雇用者による実施している、または外部委託による実施を行っている等、現在の状況をご開示いただくことは可能でしょうか。	仕様書7(4)「施設及び設備の維持管理に関する業務」について、現指定管理者による直接雇用者による実施か、外部委託による実施かについては、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
19	仕様書	16	修繕業務及び修繕計画に関する業務について	仕様書7(6) 指定期間終了後5か年の設備にかかる維持管理計画の策定が求められていますが、この計画で要求される概算経費の算定は、どのような積算手法(例:市基準単価、市場価格)に基づき行うべきかご教示いただけますか。	仕様書7(6)イに記載のある「指定期間終了後5か年の設備に係る維持管理計画の策定及びその計画に必要な概算経費の算定」ですが、策定にあたり特別な調査等を実施するものではなく、設備の耐用年数や更新時期、メンテナンスの状況などを踏まえて策定し、概算経費については、メーカー等から見積もりを取って算出いただくものとなります。
20	仕様書	19	市として求める目標について	仕様書7(8) 劇場の稼働率目標(75%以上)および映像ホールの稼働率目標(95%以上)の達成に向けて、市が主催・共催・特定事業として、年間で想定している利用日数(または時間区分)の割合は、具体的にどの程度を見込んでいるのでしょうか。また、その内訳として、川崎・しんゆり芸術祭や市主催の公演等が、目標稼働率のどの程度の割合を占めるという前提で計画を策定すべきか、ご指南いただけますか。	仕様書7(8)「市として求める目標」の「劇場の稼働率(75%以上)」及び「映像ホールの稼働率(95%以上)」について、主催事業、共催事業、特定事業のそれぞれの割合は、特に指定はありませんが、特定事業については仕様書7(1)カの(ア)及び(イ)に記載のとおり、川崎・しんゆり芸術祭(アルテリッカしんゆり)事業については劇場(年10日程度)、映像ホール(年10日程度)の利用を想定し、KAWASAKIしんゆり映画祭事業については劇場(年10日程度)、映像ホール(年10日程度)の利用を想定しておりますので、これを踏まえて事業計画を策定いただくようお願いします。
21	仕様書	19	9 指定管理業務の実施組織・体制について	職員数について、常勤ならびに非常勤の人数をご教授をお願いします。	仕様書9(1)組織・人員配置に記載のとおり、統括責任者については、専任とし、常時配置することを想定しています。統括責任者の下、舞台芸術や映像芸術に関する高い専門性等を有した人材や市民に対するサービスマインドを有する人材など、事業、運営、施設管理等施設全体を管理運営していくために必要な人材、人員を確保していただき、それぞれの業務の特性に応じて、雇用形態や就業形態、勤務体制などについて工夫し、効率的・効果的な組織となるよう提案を期待します。
22	仕様書	20	5) 指定管理業務を行う上で必要な資格	ア 電気主任技術者 イ 建築物環境衛生管理技術者 上記資格について、点検時の立ち合い、ならびに巡回での対応でも可能か、ご教授願います。	仕様書9(5)「指定管理業務を行う上で必要な資格」について、電気主任技術者及び建築物環境衛生監理技術者については、常駐しないことも可とします。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
23	仕様書	21	指定管理料の精算について	仕様書11(4)「原材料費の高騰や災害等による大規模な損害(不可抗力による場合)等、赤字の原因が指定管理者にない場合は別に定める基準により補填可能」とありますが、この「別に定める基準」の具体的な内容、または適用される物価変動の閾値などについて、現時点で開示可能な情報がありましたらご教示いただけますか。	仕様書11(4)「指定管理料の精算」に記載の「原材料費の高騰や災害等による大規模な損害(不可抗力による場合)等、赤字の原因が指定管理者にない場合は別に定める基準により補填可能」とある部分について、「別に定める基準」とは、仕様書13「市と指定管理者のリスク分担」に記載の資料12「川崎市アートセンター指定管理者リスク分担表」を指します。 また、「川崎市アートセンター指定管理者リスク分担表」に記載のない事項について、社会情勢上必要性があると判断された場合、市の担当部署からの通知に基づき、全市的に対応を図ることがあります。例として、熱中症予防を理由とした施設利用予約のキャンセルに伴う損失分を市が補填しましたが、この対応は原則としてスポーツ施設(屋外、屋内の空調設備等が備わっていない施設)、イベント、興行などの会場となる屋外又は空調設備等が備わっていない屋外施設が対象となりました。
24	仕様書	22	経費の積算について	仕様書9(5)経費の積算にあたっては、「川崎市アートセンター指定管理者募集要項」を参照とありますが、応募者が提案する収支予算書の積算根拠とするために、市が想定する人件費単価、光熱水費単価などの積算内訳資料の提供は可能でしょうか。	本市による積算内訳書は提供できかねますが、仕様書11(5)経費の積算にあたっては、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、人件費や光熱水費なども含め、効率的・効果的な管理運営となるよう積算をお願いします。 (参考) 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効率的・効果的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の縮減等を図ることを目的としている。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
25	仕様書	23	14その他 (1)立地条件等について ウ、エ	ウ、エ、に記載の、セットバック用地及び工作物の日常点検の頻度、また保守点検の内容(資料10の14電気その他(4)に具体的に記載されていない事)はどのような想定をしていますか。 経費をどの程度見込めばよろしいでしょうか。	仕様書14(1)ウに記載のセットバック用地及び工作物の日常点検の頻度については、仕様書7(4)施設及び設備の維持管理に関する業務に記載のとおり、施設を安全かつ衛生的、快適に維持するため、日常的に損傷の有無等の点検をお願いします。保守点検については、次のような内容を想定しています。 ・ガス灯本体(ポール部分含む)の外観検査、腐食の有無の確認 ・灯具ガラスや内部の清掃 ・電装関係の点検 仕様書14(1)エに記載の調整池については、日常点検は不要ですが、年1回の保守点検を実施するものとし、保守点検については次のような内容を想定しています。 ・施設の破損等の有無の確認 ・施設の異常(堆積土砂等)の有無の確認 ・排水ポンプの動作確認 ・清掃等 経費については、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、効率的・効果的な管理運営となるよう積算をお願いします。 (参考) 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効率的・効果的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の縮減等を図ることを目的としている。
26	仕様書	23	14その他 (2)保険及び損害賠償の取扱い ア	保険の対象範囲等については、協定書に定めるものとします、とありますが、ガス灯や調整池等(工作物)に関する保険料はどの程度見込めばよろしいでしょうか。	仕様書14(2)ア施設賠償保険の対象範囲として、仕様書14(1)ウに記載のセットバック用地及び工作物については対象となりますが、仕様書14(1)エに記載の調整池については対象としないことを想定して保険料を見積るようお願いします。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
27	仕様書	23	エ)セットバック用地の下には調整池があること。	指定管理者の業務となる日常点検についての点検項目ならびに留意事項についてご教授願います。	仕様書14(1)エに記載の調整池については日常点検は不要ですが、年1回の保守点検を実施するものとし、保守点検については次のような内容を想定しています。 ・施設の破損等の有無の確認 ・施設の異常(堆積土砂等)の有無の確認 ・排水ポンプの動作確認 ・清掃等 留意事項としては、出水期前の4～5月に点検を行っていただくようお願いします。
28	仕様書	25	(11)環境への配慮	再エネ100%電力調達について、電力購入先の選定他、太陽光パネル等の機器導入予定があればご教授願います。	仕様書14(11)オの再生可能エネルギーの導入に関して、現時点で、アートセンターへの太陽光パネル設置の予定はありません。 再エネ100%電力の購入先については、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、指定管理者が選定するようお願いいたします。 (参考) 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効率的・効果的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の縮減等を図ることを目的としている。 (参考) ・川崎市「小売電気事業者等の評価結果」 https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000013/13849/R7hyouka.pdf ・東京都環境局「小売電気業者・電力メニューを探す」 https://www.kankyo1.metro.tokyo.lg.jp/plan_report_kohyo/R5_kouhyo/energy/index.html ・環境省大気環境・自動車対策「再エネ100%電力調達要件について」 https://www.env.go.jp/air/100.html

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
29	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	劇場、映像ホール及び録音室の設備について、日常点検以外の定期点検 『1 劇場舞台機構保守点検』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『1 劇場舞台機構保守点検』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の「1 劇場舞台機構保守点検」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
30	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	劇場、映像ホール及び録音室の設備について、日常点検以外の定期点検 『2 劇場照明設備保守点検』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『2 劇場照明設備保守点検』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の「2 劇場照明設備保守点検」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
31	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	劇場、映像ホール及び録音室の設備について、日常点検以外の定期点検 『3 劇場音響設備保守点検』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『3 劇場音響設備保守点検』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の「3 劇場音響設備保守点検」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
32	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	劇場、映像ホール及び録音室の設備について、日常点検以外の定期点検 『4 映像ホール舞台機構設備保守点検』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『4 映像ホール舞台機構設備保守点検』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の「4映像ホール舞台機構設備保守点検」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
33	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	劇場、映像ホール及び録音室の設備について、日常点検以外の定期点検 『5 映像ホール映写設備保守点検』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『5 映像ホール映写設備保守点検』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の「5映像ホール映写設備保守点検」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
34	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	劇場、映像ホール及び録音室の設備について、日常点検以外の定期点検 『6 映像ホール照明設備保守点検』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『6 映像ホール照明設備保守点検』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の「6映像ホール照明設備保守点検」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
35	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	劇場、映像ホール及び録音室の設備について、日常点検以外の定期点検 『7 映像ホール音響設備保守点検』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『7 映像ホール音響設備保守点検』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の「7映像ホール音響設備保守点検」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
36	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	劇場、映像ホール及び録音室の設備について、日常点検以外の定期点検 『8 録音室設備保守点検』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『8 録音室設備保守点検』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の「8録音室設備保守点検」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
37	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検 『1空調設備保守点検業務』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『1 空調設備保守点検業務』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「1空調設備保守点検業務」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
38	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検 『2 給排水設備保守点検業務』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『2 給排水設備保守点検業務』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「2給排水設備保守点検業務」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
39	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検 『3 自動ドア設備保守点検業務』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『3 自動ドア設備保守点検業務』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「3自動ドア設備保守点検業務」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
40	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検『4 エレベータ設備保守点検業務』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『4 エレベータ設備保守点検業務』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「4エレベータ設備保守点検業務」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
41	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検『5 建築設備点検』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『5 建築設備点検』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「5建築設備点検の前年度委託費」については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
42	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検『6 建築物点検』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『6 建築物点検』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「6建築物点検の前年度委託費」については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
43	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検『7 消防用設備点検』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『7 消防用設備点検』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「7消防用設備点検」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
44	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検『8 防火対象物点検』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『8 防火対象物点検』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「8防火対象物点検」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
45	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検『9 植樹管理』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『9 植樹管理』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「9植樹管理」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
46	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検『10 環境測定』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『10 環境測定』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「10環境測定」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
47	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検『11 クリーニング』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『11 クリーニング』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「11クリーニング」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
48	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検『12 電気設備保守点検(非常用発電設備を含む)』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『12 電気設備保守点検(非常用発電設備を含む)』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「12電気設備保守点検(非常用発電機設備を含む)」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
49	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検『13 自動濯水システム保守点検』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『13 自動濯水システム保守点検』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「13自動濯水システム保守点検」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
50	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検『14 電気その他』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『14 電気その他』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「14電気その他」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
51	資料		資料10 川崎市アートセンターの施設及び設備の保守点検・管理業務	施設等の設備について、日常点検以外の定期点検『15 AED(自動体外式除細動器)』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『15 AED(自動体外式除細動器)』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料10の日常点検以外の定期点検「15AED(自動体外式除細動器)」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
52	資料		資料11 川崎市アートセンター清掃作業について	『川崎市アートセンター清掃業務』は、『様式3-1 年間収支内訳におけるⅡ支出の部 2 事業関係経費』の委託費に該当すると考えます。 『川崎市アートセンター清掃業務』の前年度委託費をお教えいただくことは可能でしょうか。	仕様書の資料11の「川崎市アートセンター清掃業務」の前年度委託費については、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。
53	資料		資料11 川崎市アートセンター清掃業務について	映像ホール座席清掃の頻度について、ご教授願います。	日頃から施設を衛生、快適に利用できるよう仕様書7(4)エ「(ア)清掃業務」に記載のとおり、日常清掃にあたっては、原則として休館日を除き毎日行うものとします。ただし、劇場(楽屋)、映像ホール、録音室、工房、研修室については、事業及び施設貸出状況に応じて行ってください。特に、各施設の利用者が入れ替わる場合は、入替時間内に汚れ状況に応じた清掃を行ってください。
54	その他		応募書類 様式2-1③、2-2③、2-3⑤、2-4④、達成目標の提示について	各設問の最後「達成目標」の記入に際し、参加者数、または 実施回数(指定がある場合はそれ以上)、収支、利用率などの数値目標、もしくは施設の地域内でのあり方や果たすべき役割などの将来的な状況を説明したものなど、任意に設定し、記載するという意味で宜しいかどうか、ご教授願います。	お見込みのとおりです。
55	その他		応募書類 様式3-1、5年間の収支予算内訳書について	支出欄での「2事業関係経費」中の業務分担金について具体的内容をご教授願います。	応募書類様式3-1 5年間の収支予算内訳書に記載の「業務分担金」については、他の科目も含め例示で記載したものであり、具体的な想定はありません。例示した科目については必要に応じて加除修正し、作成いただくようお願いします。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
56	その他		広告等の掲出について	上映並びに上演作品の告知宣伝用に使用する懸垂幕もしくは横断幕等を掲出するアンカーや、固定具の有無、ならびに固定具設置の予定があればご教授願います。	現在2階から3階への階段部分のガラス面に、窓の棧の上部に取り付けられた滑車を利用して懸垂幕を1枚掲示しています。なお、このガラス部分以外で、外壁等に懸垂幕や横断幕を掲示できるアンカーや固定具は設置していません。 懸垂幕等を新たに作成し掲示する場合、アートセンターの立地場所は「新百合山手都市景観形成地区」に指定されており、屋外広告物のデザインには基準がありますので、作成の際は御留意ください。 (参考)川崎市ホームページ「新百合山手都市景観形成地区」 https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018416.html
57	その他		当該施設の設備等、納品業者について	以下の設備の納品業者について、ご教授願います A.劇場 a.舞台機構(吊り物) b.照明設備 c.音響設備 B.映像ホール a.音響設備 b.プロジェクター並びに映像機器 c.映写機 d.スクリーン e.調光器 f.イマーシブオーディオ機器ならびにソフトウェア C. 録音室 a.音響卓 D. 空調設備 a.PAC(パッケージエアコン) b.空調用ダンパー E. 自動ドア F. 事務室 a.中央監視盤 b.火災報知器 G. 自家発電機 a.自家発電機 b.バッテリー H. 受電盤 I. IVT設備 J. 機械式警備機器 K. 自動灌水システム	アートセンターの開設から18年が経過しており、建物を新築した際の設備等については工事を請け負った施工業者が仕様に従って設置したものであり納品業者については正確な情報が無いこと、また、開設後更新した設備については現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となることなどから、回答することができません。何卒御理解ください。 なお、設備のメーカー等については、別紙の回答「川崎市アートセンターの設備のメーカー等について」を御参照ください。
58	その他		Wi-Fi環境について	Wi-Fi機器は市からの支給、もしくは指定管理者側が用意すべきか、ご教授願います。	仕様書7(4)ア(ネ)に記載した、無料の公衆無線LANサービスである「かわさきWi-Fi」については、既に設置した機器類を使用いただけます。これ以外のWi-Fi機器は指定管理者で契約及び設置等を想定しています。

川崎市アートセンター第5期指定管理者募集 質問・回答一覧

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
59	その他		年度ごとの収支について	年度ごとの収支について、人件費、事業費、設備維持費、光熱水費等の内訳が明示された書類の開示を希望いたします。	年度ごとの収支について、人件費、事業費、設備維持費、光熱水費等個別の科目ごとの内訳は、現指定管理者の管理運営ノウハウ等に関わる内容となるため、回答することができません。何卒御理解ください。 過去3年間の年度ごとの事業収支は次のとおりです。 - 令和4年度 収入 261,021千円 支出 258,077千円 - 令和5年度 収入 262,156千円 支出 268,341千円 - 令和6年度 収入 259,035千円 支出 274,287千円
60	その他		映像ホールの飲食について	映像ホール内での軽食が可能にできるかご教授願います。	映像ホールでの飲食の運用については、館内における飲食物の販売や飲食に伴う映像ホール客席の清掃業務、利用者サービスの観点等から、指定管理者に判断いただくものとします。